

滋 健 福 政 第 139 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 13 日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 渡邊 光春 様

滋賀県知事 三日月 大造

淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定について (諮問)

本県では、平成 17 年 3 月に、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく施策の方向等を定めた、淡海ユニバーサルデザイン行動指針 (以下、「指針」という。)) を策定し、ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働により取組を進めてきました。

こうした中、平成 18 年に「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」が示され、本県では平成 31 年 3 月に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、「障害の社会モデル」を基本にした取組を進めているところです。

人口減少や高齢化、国際化、価値観の多様化など急速に進む社会情勢の変化の中、誰もが安全に安心して暮らせる、県民一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀を実現するため、福祉のまちづくりを一層進めることが必要なことから、「障害 (障壁) の社会モデル」や新たな知見を取り入れ、取組の裾野の拡大、具体的実践や目標の設定など、指針をより実効性のある内容に改定したいので、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。